

(2) 役場の仕事

役場では、議会で決まったことをもとにして、暮らしを良くするための多くの仕事をしています。

固有事務

一番基本的な仕事で、学校、診療所、村営住宅などの設置・管理などです。条例や規則に関する仕事もそうです。たとえば、消防や検査の仕事などがこれに含まれます。

委任事務

国などからまかされた仕事です。戸籍・住民登録に関する事務、国會議員の選挙に関する事務、税金を集める事務、道路・河川の維持管理などかなり広い方面にわたっています。

(3) 村民の権利

村民は、選挙で選んだ村長と議会を中心に、自分たちの意志を反映させていますが、村長や議会が村民の考えに反した行動をとったときには、次のようななかたちで、意志の反映をはかることができます。

選挙権

選挙権は、3ヶ月以上昭和村に居住している満20歳以上の男女にあたりえられています。議会議員と村長には25歳以上の村民が立候補することができます。

直接請求権

直接参政権の認められている村民が、政治上の意志を具体的にあらわすのに一般的に使われる制度です。条例の制定と改廃、監査、議会の解散、村長・議員や公務員の解職などについて、それぞれ請求することができる権利を直接請求権といいます。直接請求には、村民の決まった署名が必要です。